

このメールマガジンでは、福島労働局の「今」…重要なお知らせ、法改正の概要、報道発表資料、労働局等が開催するセミナーなど…をお届けします。

詳細は、ホームページの以下のリンク先をご覧ください。

## ○ 重要なお知らせ

### ○ 賃金引上げに向けた政府の支援策のご案内



政府においては、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、環境の整備を図っています。

また、賃上げの流れを継続・拡大していくため、賃上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げを生むという「構造的な賃上げ」を実現するため、賃金引上げに踏み出す中小企業への支援策の強化などに取組んでいます。

労働基準監督署においても、労働条件向上相談窓口を設置し、各事業場における労働基準関係法令の遵守や賃金引上げに向けた労働環境の自主的な改善の促進に向けて、その労働環境の実情に応じたきめ細かな支援を行っています。

なお、こうした各省庁における取組状況や賃金引上げ特設ページを開設していますので、こちらをご覧ください。



- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく各省庁における取組

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/partnership/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/partnership/index.html)



- 賃金引き上げ特設ページ

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



○ 4月から、建設業、自動車運転者、医師などに時間外労働の上限規制が適用されました！



建設業、自動車運転者(トラック・バス・タクシードライバー)、医師の「働き方改革」を進めるため、本年4月から時間外労働の上限規制が適用となりました。

厚生労働省では、先般、適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイトを開設し、俳優の小芝風花さんを起用した働き方改革PR動画シリーズ「はたらきかたスズメ」を公開しています。

これまで、トラックドライバーやバス運転士、建設業で働く方の働き方改革を進めるにあたって、荷主や工事を発注する方々をはじめ、皆さまに知っていただきたいことを取り上げてきたところです。

今後も、特設サイトを通して、建設業、運輸業等の現状や、これらの産業での課題及びその解消、働き方改革の実現に向けて、皆さまにご協力いただきたい内容を伝えていきます。

詳しくは、こちらをご覧ください

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>



○ 「医師の働き方改革」に関する特設サイトを公開しています！



令和6年4月から医業に従事する医師の時間外労働に上限が設けられました。

厚生労働省では、令和6年4月から始まった医師の働き方改革関連制度などについての情報発信を目的に、令和5年12月から「医師の働き方改革」に関する特設サイトを公開しています。

医師の働き方改革を進めるためには、医療機関や医療従事者の方だけでなく、患者さんを含めて、関係者が一丸となって取り組んでいくことが大切となります。

特設サイトへアクセス・内容をご確認いただくとともに、医師の長時間労働改善に向けた取組に、関係者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://iryuu-ishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>



○ パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします！



人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働くことができる職場づくりを支援するため、当面の対応として支援強化パッケージに取り組みます。

詳しくはこちらをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)



「年収の壁・支援強化パッケージ」の助成金に係る意見交換



「年収の壁・支援強化パッケージ」の助成金に係る意見交換

また、4月3日、首相官邸において「年収の壁・支援強化パッケージ」のうち、106万円の壁の対応として新設した「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」の活用を予定している、アサヒロジスティクス株式会社、株式会社すかいらーくホールディングス、株式会社藤江（ふじのえ）、株式会社ライフコーポレー

ションの経営者・労働者と岸田内閣総理大臣との意見交換が行われました。

この意見交換では、パートなどで働く人が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりや、企業の人手不足解消への支援を行うため、昨年10月に開始した「年収の壁・支援強化パッケージ」の「キャリアアップ助成金社会保険適用時処遇改善コース」の2つのメニュー「手当等支給メニュー」と「労働時間延長メニュー」について紹介されています。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/photo/2024/04/ph0403-01.html>



○ 「配偶者手当」の在り方について企業の実情も踏まえた検討をお願いします！  
～女性の活躍を促進していくために～

企業の配偶者手当の在り方の検討

働く意欲のあるすべての人がその能力を十分に発揮できる社会の実現が急務となっている中、パートタイム労働で働く配偶者の就業調整につながる配偶者手当（配偶者の収入要件がある配偶者手当）については、勤務者の働きがちな中での調整となるよう検討を進める事が求められています。

お知らせ

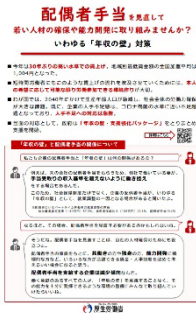
●令和6年4月25日

「配偶者手当の在り方に関する」ことがわかるグラフの掲載を更新しました。

・前 「配偶者手当」の在り方の検討について（リリース）（令和6年4月24日版） [1.23KB]

・前 「配偶者手当」の在り方の検討について（案）（令和6年4月24日版） [2.33KB]

女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中で、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」については、社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると



指摘されていることから、働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれます。

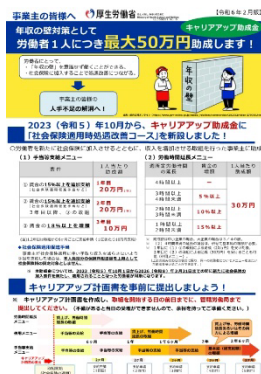
配偶者手当を支給する企業は減少傾向にあります。働く意欲のあるすべての人がその能力を十分に発揮できるよう、企業の実情も踏まえて労使で真摯な話し合いを進めていただくようお願いします。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>



### ○ キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されました！



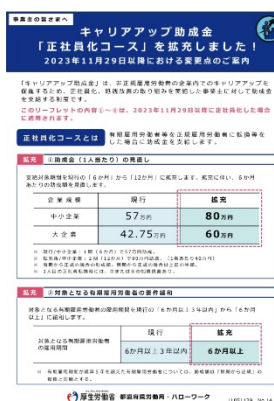
2023(令和5)年10月から、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設されました。労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき最大50万円を助成します。また、支給申請の事務手続きも簡単になりました。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001181136.pdf>



### ○ キャリアアップ助成金「正社員化コース」を拡充しました！



キャリアアップ助成金(非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度)のうち「正社員化コース」について、2023年11月29日以降に正社員化した場合、助成金(1人あたり)の見直しや対象となる有期雇用労働者の要件緩和などの拡充が図られました。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001172971.pdf>



## ○ 労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請をご利用ください！



福島労働局では、労働保険電子申請体験コーナーを開設しています。

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続ではなく、「電子申請」を使うことで、インターネットを経由して『いつでも・簡単・便利』に手続ができます！

詳しくは、厚生労働省の「労働保険の電子申請に関する特設サイト」をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html)



労働保険電子申請体験コーナーでは、実際の e-gov 電子申請の画面を見ながら電子申請手続きを体験していただくことができます。

(令和6年度の労働保険年度更新期間は、6月3日から7月10日です。年度更新での電子申請体験コーナーのご利用は、年度更新期間中のみとなります。)

詳しくは、福島労働局総務部労働保険徴収室(電話 024-536-4607)までご連絡ください。

## ○ 福島労働局からのご案内 (4/30 定例報告会)

### ○ 令和6年4月定例報告会資料

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_02148.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02148.html)

雇用失業情勢(令和6年3月分及び令和5年度分)

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/001803635.pdf>

福島労働局からのお知らせ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/001803638.pdf>

## ○ 報道発表 (4/1~4/30)

### ○ 令和6年4月発表資料

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou\\_00093.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou_00093.html)

▶ 4/30

[令和6年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況\(令和6年3月末現在\)](#)

▶ 4/30

[令和6年3月分及び令和5年度分 最近の雇用失業情勢](#)

- ▶ 4/19  
[最低賃金法及び労働基準法違反被疑事件を書類送検](#)
- ▶ 4/16  
[福島署管内の建設工事現場に表彰状を交付](#)

## ○ イベント情報 **随時更新中** (4/1~4/30)

### ○ 令和6年4月発表 **NEW**

- ▶ 4/1  
[【就職氷河期世代対象】職場実習・体験事業のご案内\(更新\)~20240401 版リーフレット](#)

### ○ 各ハローワーク等のイベント情報

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_01878.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_01878.html)

#### ▶ 県内の各ハローワークのイベント情報

<a href="#">ハローワーク福島</a>	<a href="#">ハローワークいわき</a>
<a href="#">ハローワーク会津若松</a>	<a href="#">ハローワーク郡山</a>
<a href="#">ハローワーク白河</a>	<a href="#">ハローワーク須賀川</a>
<a href="#">ハローワーク相双</a>	<a href="#">ハローワーク二本松</a>

#### ▶ その他窓口のイベント情報

<a href="#">福島わかものハローワーク</a>	<a href="#">福島新卒応援ハローワーク</a>
<a href="#">郡山新卒応援ハローワーク</a>	

## ○ 新着情報 **随時更新中** (4/1~4/30)

- ▶ 4/19  
[令和6年度職場体験活動・インターンシップ受け入れ協力事業所アンケートへのご協力をお願い](#)
- ▶ 4/19  
[5月21日\(火\)は「浪江町地域職業相談室」臨時閉庁日となります](#)
- ▶ 4/18  
[「ハロートレーニングスケジュール令和6年度 夏号」を掲載しました](#)
- ▶ 4/10  
[障害者雇用相談援助助成金個別ページ](#)
- ▶ 4/5  
[ハローワーク福島のHPがリニューアルされました](#)

